

まつやま景観まちづくり通信 (No.2)



平成30年6月に「松山城」「道後温泉本館」「三津の渡し」が「四国八十八景」に選定されました。

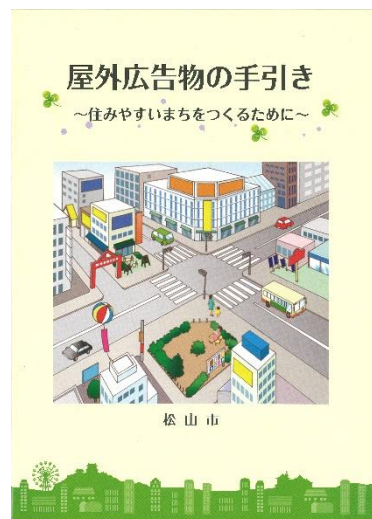
今回ご紹介するのは「松山市屋外広告物条例」

今回の景観まちづくり通信では、本市の景観まちづくり制度の一つである「松山市屋外広告物条例」についてご紹介します。

屋外広告物とは、常時又は一定の期間継続して、私有地も含めた屋外で公衆に表示される看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものを言います。また、表示内容は営利を目的としないものを含まれるため、個人や事業所の名称や商品名、シンボルマークなどから地域の行事・催し物の案内板まで含まれます。

実は、これら屋外広告物の掲出・表示に決まりごとがあることをご存知でしたか。広告物は、有効な情報伝達手段として私たちに様々な情報を提供するだけでなく、街の活気や賑わいを演出している反面、無秩序に掲出・表示されると、情報伝達機能が低下するだけでなく、景観が損なわれ、倒壊や落下により歩行者等に危害を及ぼす恐れがあります。そこで、みんなが住みやすい街をつくるためのルールとして「屋外広告物法」や「松山市屋外広告物条例」で掲出や表示に関する一定の基準を定めています。

市内に屋外広告物を掲出・表示しようとするときは、予め市へ申請していただき、市長の許可を受けていただく必要があります。中には、許可基準を満たしていれば許可を受けずに掲出・表示できる屋外広告物もありますが、掲出・表示等される方が日頃から点検・補修するなど広告物を良好な状態に保つ義務があることに変わりはありません。また、市内には屋外広告物が表示できない物件（街路樹、消火栓、カーブミラーなど）や場所（用途地域の一部、都市公園など）もありますのでご注意ください。



景観まちづくりに関する問合せ先

～ お気軽にご相談ください ～

〒790-8571 松山市二番町四丁目7-2 松山市 都市デザイン課 屋外広告・景観担当
TEL:089-948-6848 FAX:089-934-1807 Eメール: design@city.matsuyama.ehime.jp

【愛媛県屋外広告美術商業組合に協力いただき啓発チラシを作成しました】

「愛媛県屋外広告美術商業組合」は屋外広告業を営む方々で組織され、本市の景観まちづくりにご協力いただいている団体です。この度、屋外広告物の適正化（許可制度、安全管理）について意識啓発を図るため、愛媛県屋外広告美術商業組合に協力いただき、新たな啓発チラシを作成しました。作成したチラシは、市が申請窓口や講習会などで配布するほか、組合は広告主や組合員などに配布しています。



【松山市】 「愛媛県屋外広告美術商業組合 理事長 盛重 信二さん」にお話をお伺いします。この度は、屋外広告物の啓発チラシの作成にご協力いただきありがとうございます。作成に至った経緯を改めて教えていただけますか。



【盛重理事長】 屋外広告物の適正化の推進には、何よりも広告主の理解が重要だと感じていました。行政の作成したチラシは制度のことはよく分かるのですが、広告主にはなかなか目を通してもらえず、結局、別の資料を用意したり、要点だけを口頭で説明することが多い状況でした。そこで、広告主との距離が一番近い私たち現場の意見を反映したチラシ作りを提案させていただいたのがきっかけです。

【松山市】 チラシにはイラストや現場写真が入り、また、重要なところを赤字にするなど、以前よりも分かりやすくなったとの意見をいただいています。

【盛重理事長】 条例に基づく屋外広告物の制度全般については行政から資料を提供していただき、イラストの作成や写真の追加などデザインに関することは我々に任せてもらいました。お互いが得意な分野で協力し合い、受け取る側の目線に立ってチラシを作成したことが結果として表れているのだと思います。これからも協力しながら一つ一つ課題をクリアし、将来に向かって少しでも松山の良好な景観形成や市民の安全・安心に寄与することができればと考えています。

【松山市】 これからも本市の良好な景観形成に向けてご協力をお願いします。